

[事案 21-46] 契約解除取消・入院給付金請求

- ・平成 21 年 8 月 3 日 裁定申立受理
- ・平成 22 年 3 月 25 日 和解成立

< 事案の概要 >

子宮筋腫についての不告知による告知義務違反で特約が解除され、入院給付金等が支払われないことを不服として申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 19 年 1 月に子宮筋腫で入院・手術し、入院特約等(同 18 年 1 月 1 日契約)にもとづき入院給付金、手術給付金等を請求したところ、「17 年 11 月の A クリニック受診時に、子宮筋腫と診断されていた」ことにつき告知がなかったとして、告知義務違反により入院特約等が解除され、入院給付金等が支払われない。

しかし、下記理由により納得出来ないので、告知義務違反により特約解除を撤回し、入院給付金、手術給付金等を支払って欲しい。

- ① 17 年 11 月の A クリニックでは健康診断しか受けておらず、結果は所見他「異常なし」となっている。また、健康診断の検査項目には「子宮筋腫」は含まれていない。
- ② A クリニックの診療科目には婦人科外来はなく、加入している健康保険にも A クリニックを受診したという記録はない。
- ③ A クリニックでの健康診断を保険加入の診査として受けるように指示したのは保険会社であり、その結果は保険会社に提出している。

< 保険会社の主張 >

裁定申立ての趣旨を確認するため請求当時の査定資料を調べたが、子宮筋腫における告知義務違反はなかったとの事実は確認できなかった。そのため、子宮筋腫の告知義務違反を原因とする特約解除の撤回の申出に応ずることは出来ない。しかし、再査定の結果、請求の診断書より「両側卵巣腫瘍摘出術」等の記載については、「卵巣腫瘍」は契約前には認められないため、卵巣腫瘍に関する給付金については契約後判明の疾患として支払可能と判断する。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人からの申立てを受け、保険会社に対し答弁を求めたところ、保険会社から上記を内容とする答弁書が提出された。申立人に同答弁書を提示したところ、答弁書の内容を受け入れる旨同意が得られたため、和解契約書の調印をもって円満に解決した。